

学校法人白梅学園  
白梅学園短期大学  
機関別評価結果

平成 27 年 3 月 12 日  
一般財団法人短期大学基準協会

## 白梅学園短期大学の概要

設置者 学校法人 白梅学園  
理事長 小松 隆二  
学 長 汐見 稔幸  
A L O 花原 幹夫  
開設年月日 昭和 32 年 4 月 1 日  
所在地 東京都小平市小川町 1 丁目 830 番地

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科		95
	合計	95

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

白梅学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 27 年 3 月 12 日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成 25 年 7 月 16 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

白梅学園は昭和 17 年に設立された東京家庭学園を源流にしている。昭和 28 年に白梅保育学園が創設され、昭和 32 年に白梅学園短期大学への改組が行われ保育科が開設された。その後、心理技術科（のちに心理学科と改称）、教養科、福祉援助学科を増設し 4 学科構成になった。平成 17 年の四年制大学開設にともない平成 18 年に教養科を、平成 23 年に心理学科を廃止している。さらに、平成 24 年に福祉援助学科を廃止し、現在保育科のみの単科短期大学となっている。

建学の精神として「人間を愛し、人間の価値を最高度を実現しようとするヒューマニズムの精神」を掲げ、学内外への周知に努めている。学科の教育目標は建学の精神に沿って明解に表現され、さらに入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針の三つの方針も「ガイドブック」等に記載されるとともにウェブサイト等をとおして学内外に表明されている。

学習の成果の査定は、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状取得者数や GPA 等により行われている。自己点検・評価の規程は整備され実施されている。

学位授与の方針は、保育科として目指す学習成果に対応している。教育課程は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて作成されている。シラバスには、授業科目の目的・到達目標・概要・授業計画と内容・準備学習のアドバイス・成績評価の方法と評価基準が明示されている。

実習指導については教員と実習指導センターが連携しつつ個別学生に合わせた指導が行われている。9 割以上の学生が卒業時に幼稚園教諭二種免許状・保育士資格を取得している。進学希望者及び就職希望者に対して高い合格率と就職率を達成しており、進路指導体制が充実している。学生の卒業後評価については、卒業生評価アンケートを実施するなどして把握している。授業評価アンケートを定期的実施し、その結果を授業内容や教育方法の改善に生かしている。職員は SD 活動をとおして職務に関する知識やスキルを習得し学生支援に生かしている。学生相談室には常勤のカウンセラーを配置している。学科は、学生課、保健センター、学生相談室、進路指導課、学生

委員会と連携をとりつつ学生にかかわる情報共有のシステムを構築している。情報処理センターでは、毎年「白梅コンピュータアートコンテスト」を実施し、映像表現技能の啓発を図っている。学園祭等には学生の主体的な取り組みがみられ、各種クラブ・同好会の活動も活発に行われている。短期大学独自の奨学金が設けられており学生支援に努めている。

短期大学設置基準等の関係法令を順守した教員構成になっており、人事委員会規程による厳正な審査によって質保証に努めている。科学研究費補助金の採択にみられるように活発な研究活動を進めていることが認められる。

事務組織については事務分掌の規程が整備されており事務局長の統括の下、責任体制が明確である。人事管理については関係諸規程を整備している。校地、校舎はいずれも短期大学設置基準を満たしている。諸規程に従い資産登録と維持管理に努めている。火災・地震対策については、地震防災計画を定め、関係諸規程を整備し訓練を実施している。財的資源については、中期財務計画を策定し、経営の安定化に取り組んでいる。計画の取り組み状況については評価、検証を行っている。

理事長は学校法人の代表として業務を総理し、学校法人の運営全般においてリーダーシップを発揮している。理事会は、適切に選任された理事により構成されており、最高議決機関として法的な責任を負い業務を決している。学長は、学長選任規程等に基づき選任され、大学経営に関する高い見識を有しており、教育機関としての価値向上に努めている。監事は、学校法人の業務及び財産の状況に関する監査を行っており、監査機能を十分に果たしている。評議員会は、適正に組織され、理事長の諮問機関として適切に運営されている。各年度の事業計画と予算は、中・長期計画にのっとり編成され、適正に管理・執行されている。財務情報及び教育情報についても、法令に従って公表・公開されている。監事や公認会計士との連携も適切であり、ガバナンスが有効に機能していると認められる。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

○ 建学の精神の成立史が「白梅学園短期大学創立五十周年記念誌」によって体系的に示され、学内外に公表されている。さらに学園を支えた先駆者達の功績を機関誌

「地域と教育」で定期的に特集し、広報に努めている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 過去、文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）」に選定された取り組みを発展させ、学生が主体となって子育て広場や世代間交流広場を開催し、地域から高い評価を受けている。また、教養科目として「子育て広場特論」を設け、学生が行う社会的活動を支援している。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 研究成果の発表機会として「白梅学園大学・短期大学研究紀要」、「白梅学園大学・短期大学 教育福祉・研究センター研究年報」、「白梅学園大学・短期大学 情報教育研究」が整備されているばかりでなく、学界・学会的広がりを持つ機関誌「子ども学」を発行するなど多くの機会が用意されている。

### （２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 科目の到達目標と学科の学習成果が混同されており、教育目的・目標を踏まえた学科の学習成果を明確にする必要がある。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 一部の科目において 15 回の授業の中で定期試験が行われており、1 単位当たり 15 時間の授業が確保されていないので、改善が必要である。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 併設大学との合同教授会が学則及び教授会規程に規定されていないので、規程を整備し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されたい。

### （３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神として「人間を愛し、人間の価値を最高度の実現しようとするヒューマニズムの精神」を掲げ、入学式・学位授与式、新入生オリエンテーション等において学生に対する周知がなされている。また、新任教職員向けには理事長・学長により、当該短期大学の教育の理念、歴史についての研修会が実施されるなど定期的な確認がなされている。

学科の教育目標は具体的な言葉で表現され、建学の精神を基に分かりやすく示されている。「ガイドブック」等に記載され、さらにはウェブサイト等をとおして学内外に表明されている。

GPA や保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得者数等から、学習の成果を査定する仕組みを有している。しかし、科目の到達目標と学科の学習成果が混同されており、教育目的・目標を踏まえた学科の学習成果を明確にする必要がある。

短期大学設置基準等の関係法令を順守し、さらに自己点検・評価システムの中で、全教員が問題意識を持ちながら、教育の質の向上・充実のための取り組みを行っている。自己点検・評価のための規程及び組織の整備が行われ、報告書を公表している。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針は、保育科として目指す学習成果に対応している。教育課程は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて編成されており、教養教育科目と専門教育科目が体系的に編成され、特に教養教育に関する開講科目数が多く、学生の受講選択の幅を広げている。また、教養科目として「子育て広場特論」を設け学生の社会的活動を支援している。

シラバスには、授業科目の目的・到達目標・概要・授業計画と内容・準備学習のアドバイス・成績評価の方法と評価基準が明示されている。しかし、一部の科目において15回の授業内で試験が実施されている。また、学年暦に試験期間が設定されていないことが確認された。学科としての授業時間確保の取り組みが必要である。

成績評価に関してはGPAの導入や履修カルテの有効な活用をとおして学生と教員双方から学習達成状況を客観的に把握することができるとともに、教員と実習指導セ

ンターが協力連携しながら、学生一人ひとりの課題に合わせた丁寧な実習指導を行っている。また、「実習ガイドブック」を用いた体系的な実習指導が実施されることにより 9 割以上の学生が卒業時に幼稚園教諭二種免許状・保育士資格を取得している。さらに、平成 25 年度は、進学希望者や就職希望者に対して高い合格率と就職率を達成しており、就職支援体制が充実している。

学生の卒業後評価への取り組みについては、主な実習・就職先である幼稚園、保育所、社会福祉施設等を対象に卒業生評価アンケートを実施するとともに、東京都民間保育園協会や東京都私立幼稚園連合会等のネットワークを通じて学生の就職後の状況を把握している。一般企業就職者についても進路指導担当者が中心になり動向を把握している。

全科目で学生による授業評価アンケートを定期的実施し、その結果を FD 委員会で検討・公表して授業内容や教育方法の改善に努力している。教職員が学生の生活や進路指導について情報を共有し対応していく体制を整備している。職員は、SD 活動をととして職務に関する知識やスキルを習得し学生支援に生かしている。

学生相談室には、常勤のカウンセラーを配置するとともに年 4 回の精神科医相談日を設けて、学生の健康管理やメンタル面での相談に対応している。学科は、学生課や保健センター、学生相談室、進路指導課、学生委員会とも連携をとりながら、学生の生活支援のための情報を共有する組織的なシステムが構築されている。

平成 25 年 3 月にはノートパソコンが常置され比較的少人数のゼミや各種の打ち合わせ等、学生が自由に利用できる学習室を設け、学生の学習向上のための環境を備えている。情報処理センターでは、毎年 12 月に「白梅コンピュータアートコンテスト」を実施し、コンピュータを使った映像表現技能の啓発を図っている。

学園祭（白梅祭）にはゼミナール単位の参加型企画等の形で学生の主体的な取り組みがみられ、各種クラブ・同好会の活動も活発に行われている。短期大学独自の奨学金（無利子貸与制・給付制）が設けられており、経済的困難をかかえた学生への支援に努めている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員配置については、短期大学設置基準等の法令にのっとり行われている。教育課程編成・実施の方針は学科会議、教務委員会の検討結果を踏まえて教授会で審議、承認している。その方針に基づいて、専任教員と非常勤講師が適正に配置されている。教員採用及び昇任については、就業規則及び採用細則並びに教員昇格細則に基づいて厳正に行われている。教員資格については、短期大学設置基準を踏まえた「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員資格審査基準」により、教育実績、研究業績、社会的活動等を人事委員会で審査し、教授会にて審議が行われている。

科学研究費補助金獲得があるなど、教員の活発な研究活動がみられる。研究室は、助教は実習指導センター内のデスクのみとなっているので、今後の増改築の過程で検討課題とされたい。

事務組織については「学校法人白梅学園規程集」の中に事務分掌の規程が整備され

ている。事務組織は法人事務局長が統括しており、責任体制が明確である。人事管理については「就業規則」をはじめ関係規程を整備している。閲覧用規程集は、各部門の事務室に配置されている。教職員は定められた責任講時数及び出勤日数、労働時間に従って勤務している。

校地、校舎はいずれも短期大学設置基準を満たしている。

障がい者への対応として自動扉やエレベーター、入口スロープ、車椅子対応のトイレを設置、車椅子昇降機を2台購入し受け入れ態勢を整えている。

諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）には購入後管理番号を付し、資産登録の維持管理に努めている。火災・地震対策については、大学と短期大学を合わせた統一的な地震防災計画を定め、避難場所、避難誘導経路、放送連絡、帰宅困難時の待機、防災備蓄等について定め、それらを実施するための諸規程を整備し、毎年1回避難訓練を実施している。

学生の学習支援のために必要な学内LANが整備され、ワイヤレスでインターネットやメールを利用できるようになっている。各学生はIDとパスワードを所有し、学内での活用が可能である。また、プロジェクター等がない教室においてはポータブルDVDやプロジェクターを必要に応じて教室にセットしている。

財的資源については、短期大学部門及び学校法人全体で過去2年間、帰属収支が収入超過である。中期財務計画を策定し、学校法人全体で経営の安定化に取り組んでいる。策定した中期財務計画に対する取り組み状況について評価、検証を行っている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為に基づき、学校法人の代表として業務を総理し、建学の精神である「ヒューマンイズムの精神」と教育目的を十分に理解し、学校法人の運営全般においてリーダーシップを適正に発揮している。

理事会は、寄附行為及び法令に基づき、偏りなくバランスよく適切に選任された理事により構成されており、建学の精神と教育目的を理解するとともに、学校法人の健全な経営について学識及び見識を有し、学校法人の最高議決機関として法的な責任を負い、業務を決している。

学長は、学長選任規程等に基づき選任されており、長年の教育・研究により優れた学識を持ち、大学経営に関する豊かな経験と高い見識を有している。また、学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、教育機関としての価値向上、充実に努めている。

併設大学と合同教授会が開催されているが、学則及び教授会規程に定められていないので、改善が望まれる。学習成果の獲得及び三つの方針に関して、教授会は建設的な審議をし、見直しを行っている。

監事は、寄附行為並びに会計規程等に基づいて、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行っており、私立学校法に基づく監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、監事は、寄附行為に定められた職務を行うため、理事会・評議員会に出席し監査の状況について報告を行う

ほか、必要に応じて意見の具申・課題解決策等の提起を行うなど、監査機能の役割を十分に果たしている。

評議員会は、私立学校法及び寄附行為に基づいて適正に組織され、予算・事業計画等の諮問事項について審議・意見表明を行っており、理事長の諮問機関として適切に運営がなされている。

各年度の事業計画と予算は、関係部門の意見・要望を聴取・集約し、策定されている中・長期計画にのっとり編成され、評議員会での議決を経て理事会において決定し、速やかに関係部門に指示されて適正に管理・執行されている。

学校法人会計基準に準拠して適正に作成・表示されている計算書類や財産目録等の財務情報及び教育情報についても、法令に従ってウェブサイト等で公表・公開されている。

監事や公認会計士との連携も適切であり、ガバナンスが適切かつ有効に機能していると認められる。

## 選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

## 地域貢献の取り組みについて

### 総評

当該短期大学は地域貢献のシステムを有し、活発な活動を展開している。

教育・福祉研究センターを中心に、地域社会に向けた公開講座を継続的に実施しており、平成 25 年度は七つの公開講座を開催した。テーマは「生活の中のカウンセリング」、「白梅保育セミナー」、「白梅介護福祉セミナー」、「白梅子ども学講座」、「教員免許状更新講習（幼稚園）」、「保育・子ども学研修講座」、「保育者・教師・支援者のための連続講座」で、いずれも多く参加者があった。

多様な研修講座を開設することを通じて地域社会への貢献をなすとともに、保育・児童教育の分野における研究・教育実践を牽引する役割を果たしている。また白梅学園大学・短期大学同窓会の活動が活発であり、その主な活動としては全国各地で研究会を主催し、卒業生のリカレント教育の場としている。

地域社会の行政、商工業、教育機関、文化団体等との交流活動においても顕著なものがみられる。

小平市とは「災害時における避難所支援ボランティア活動に関する協定」を結び、障がいを持つ子どもの支援において「小平市障がい児療育支援等業務委託」を受け、ワークショップを開催している。さらに小平市教育振興計画の策定や様々な分野のプロジェクトに参加している。地域交流研究センターでは、地域の保護者からの相談業務、学校巡回相談や保育者・教師・支援者のための連続講座の開催、講師の派遣等、多様な取り組みを行い、多文化共生・児童文化プロジェクトにおいては、小平市地域文化課や小平国際交流協会との連携を進め、各種行事に学生が参加している。

小平市と市内の 6 大学による小平市大学連携協議会(こだいらブルーベリーリーグ)において「新世代交流の夕べ」等の事業に参加している。

東村山市とは子育て総合支援施設「ころころの森」の運営について協力体制を組み、講演会等の講師派遣を積極的に行っている。

さらに教職員及び学生が「白梅子育て広場」をはじめ中学生に勉強を教える会やコミュニティ・サロン開設等、ボランティア活動を通じた地域貢献を意識的に追求している。また、それらの活動で築かれた問題意識の延長上に、東日本大震災の被災地復

興支援活動「陸前高田図書館ゆめプロジェクト」が展開されている。

### 当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 地域交流研究センターでは、地域の保護者からの相談業務、学校巡回相談や保育者・教師・支援者のための連続講座の開催、講師の派遣等、多様な取り組みを行っている。多文化共生・児童文化プロジェクトにおいては、小平市地域文化課や小平国際交流協会との連携を進め、各種行事に多くの学生が参加している。
- 学生が主体となり企画・運営に携わる「白梅子育て広場」という活動が展開されている。「子育て広場学生 GP 委員会」が中心となり、併設大学と合同で全学科全学年の学生が参加できる体制を整え、学生の学びに活用している。年間を通じて七つの広場を開催しており、地域の乳児から小学生、中学生、高校生、大人、シニアまで幅広い世代の人が参加しており、参加者は年間延べ 2000 人以上になる。
- 東日本大震災に対するボランティア活動として、大津波により壊滅的な被害を受けた陸前高田市の図書館へ本を送る支援活動「陸前高田図書館ゆめプロジェクト」を行っている。このように震災問題に迅速に対応できたことは、日ごろの活動の蓄積によって磨かれたシャープな問題意識があつたことといえる。